許可番号　2059204040

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　栃木県栃木市昭和町９番２１号
氏　　名　株式会社ネオ・ナチュール
　　代表取締役　大森　幸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事　**阿部　守**

許可の年月日　令和６年11月28日
許可の有効年月日　令和11年11月27日

１　事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照） （特記事項）	積替保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	－	－
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	－	－
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	－	－
感染性産業廃棄物	－	－
廃水銀等	－	－
廃石綿等	－	－
鉱さい（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	－	－
ばいじん（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	－	－
燃え殻（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	－	－
汚泥（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	－	－

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
　該当なし

３　許可の条件
　なし

４　許可の更新又は変更の状況
・令和元年11月28日　新規許可
・令和６年11月28日　更新許可

５　県内の政令市における積替え許可の有無　　有　・　(無)
　市名　該当なし　　許可番号　該当なし

６　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　(無)

別表

有害物質＼特定有害産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○	－	－	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	－	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	－	○	○	○
有機燐化合物	－	－	－	－	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	－	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	－	○	○	○
シアン化合物	－	－	－	－	○	○	○
PCB	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	－	－	－	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	－	－	－	○	○	○	○
ジクロロメタン	－	－	－	○	○	○	○
四塩化炭素	－	－	－	○	○	○	○
1，2－ジクロロエタン	－	－	－	○	○	○	○
1，1－ジクロロエチレン	－	－	－	○	○	○	○
シス－1，2－ジクロロエチレン	－	－	－	○	○	○	○
1，1，1－トリクロロエタン	－	－	－	○	○	○	○
1，1，2－トリクロロエタン	－	－	－	○	○	○	○
1，3－ジクロロプロペン	－	－	－	○	○	○	○
チウラム	－	－	－	－	○	○	○
シマジン	－	－	－	－	○	○	○
チオベンカルブ	－	－	－	－	○	○	○
ベンゼン	－	－	－	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	－	○	○	○
1，4－ジオキサン	－	○	－	○	○	○	○
ダイオキシン類	－	○	○	－	○	○	○

表中の「○」は取扱うことができるもの、
「－」は取扱うことができないものを示す。